

要監視項目及び指針値

(最終改正：令和7年6月30日)

人の健康の保護に係る項目（公共用水域）

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下
フェニトロチオン（MEP）	0.003mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下
オキシシン銅（有機銅）	0.04mg/L 以下
クロタロニル（TPN）	0.05mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下
EPN	0.006mg/L 以下
ジクロロボス（DDVP）	0.008mg/L 以下
フェノブカルブ（BPMC）	0.03mg/L 以下
イプロベンホス（IBP）	0.008mg/L 以下
クロルニトロフェン（CNP）	—
トルエン	0.6mg/L 以下
キシレン	0.4mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07mg/L 以下
アンチモン	0.02mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
全マンガン	0.2mg/L 以下
ウラン	0.002mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	0.00005mg/L 以下（※）

※PFOS及びPFOAの合計値とする。